

2019年 7月 19日

株式会社オリエントコーポレーション 御中
代表取締役社長 河野 雅明 殿

〒700-0026 岡山市北区奉還町1-7-7 オルガ5階
適格消費者団体 特定非営利活動法人消費者ネットおかやま

理事長 河田 英正

TEL : 086-230-1316

FAX : 086-230-6880

HP : <http://okayama-con.net/>



契約条項の修正についての申入れ

1 はじめに

当法人は消費者の権利擁護を目的として、消費者、消費者団体、消費生活相談員、学者、司法書士及び弁護士らで構成し、消費者契約法（平成12年法律第61号）第13条の内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体です。当法人の活動の一環として、消費者契約の約款や広告表示等の内容を検討し、その適正化のための提言を行っています（組織概要についてはホームページをご参照ください）。

さて、当法人においては、銀行や信用金庫・信用組合などの金融機関が消費者と締結しているカードローン等の金銭消費貸借契約及びこれに付随する保証委託契約で適用される契約条項等の中に、期限の利益喪失等の事由として「相続の開始」が含まれていることは消費者契約法上問題ではないかと考えているところであり、岡山県内の金融機関に対して問い合わせを行っていたところでございます。

2 貴社ご使用にかかる保証委託契約について

その中で、貴社を受託会社とする保証委託契約等を利用している金融機関が存在しており、当法人において当該保証委託契約等で使用されている契約約款を検討させていただきました結果、次の事実が判明いたしました。

(1) 貴社が保証委託契約を締結するカードローンについて

当該カードローン申込書(兼当座貸越契約書)の裏面に記載されている約款の第10条及び、同カードローン保証委託契約書の裏面に記載されている保証委託約款の第6条は、いわゆる期限の利益喪失条項を定めた条文と考えられますが、約款の第10条では第1項(7)で、当該カードローンで利用される保証委託約款の第6条では第1項(3)で、「相続の開始」がそれぞれその事由として掲げられております。

(2) 貴社が保証委託契約を締結する金融機関提携ローンについて

同提携ローンの借入申込書(証書貸付・保証料月払/一括払兼用)で利用されてい

る保証委託約款の第6条は、いわゆる期限の利益喪失条項を定めた条文と考えられますが、同約款の第6条においては第1項(3)で「相続の開始」がその事由として掲げられております。

(3) 貴社が再保証委託契約を締結する信用組合提携カードローンについて

同カードローンのカードローン保証委託兼再保証委託申込書(兼契約書)の裏面に記載されている保証委託・再保証委託約款の第6条及び、カードローン申込書・カードローン契約書(当座貸越契約書)の裏面に記載されているカードローン契約規定の第10条は、いわゆる期限の利益喪失条項を定めたものと考えられますが、保証委託・再保証委託約款の第6条では第1項(3)で、カードローン契約規定の第10条では第1項(8)で、「相続の開始」がその事由として掲げられております。

(4) 貴社が再保証委託契約を締結する信用組合提携教育ローン極度型借入申込書(カード発券型・元金定額返済)について

同教育ローン極度型の教育ローン極度型(カード発券型・元金定額返済)保証委託兼再保証委託申込書(兼契約書)の裏面に記載されている保証委託・再保証委託約款の第3条及び、教育ローン極度型(カード発券型・元金定額返済)申込内容・教育ローン極度型(カード発券型・元金定額返済)当座貸越契約書の裏面に記載されている教育ローン極度型契約規定の第10条は、いわゆる期限の利益喪失条項を定めたものと考えられますが、保証委託・再保証委託約款の第3条では第1項(3)で、カードローン契約規定の第10条では第1項(8)で、「相続の開始」がその事由として掲げられております。

3 消費者契約法（以下「消契法」という）上の問題点

しかし、当法人といたしましては、「相続の開始」を期限の利益喪失事由とすることは消費者契約法10条に違反するものと考えております。

(1) 消契法の規定について

消契法は第10条において、

民法、商法（明治32年法律第48号）その他の法律の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であつて、民法第1条第2項に規定する基本原則に比して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。

と定めております。

(2) 前項記載の約款条項の消契法違反の可能性について

ここで、前項に記載した、相続の開始があつたときに借主が当然に期限の利益を失うものとする、いわゆる期限の利益喪失条項は、次の理由により消契法第10条に違反するものと考えます。

民法136条は次のとおり規定しています。

期限は、債務者の利益のために定めたものと推定する

2 期限の利益は、放棄することができる。ただし、これによって相手方の利益を害することはできない

また、民法137条は次のとおり規定しています

次に掲げる場合には、債務者は、期限の利益を主張することができない。

- 一 債務者が破産手続き開始の決定を受けたとき。
- 二 債務者が担保を滅失させ、損傷させ、又は減少させたとき
- 三 債務者が担保を供する義務を負う場合において、これを供しないとき。

以上のとおり、民法上は相続の開始は期限の利益を喪失する事由とはされておりません。また、一定の場合に期限の利益を喪失するとすることは、期限の利益という消費者の権利を制限するものです。従って、相続の開始を期限の利益喪失事由とすることは、民法の規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項といえます。

そして、相続の開始は借主が制御できるような事実ではないという点で、他の一般的な期限の利益喪失事由と異なり借主の帰責性が認められないものです。また、相続の開始は借主の信用状況を変動させるものでもありません。加えて、仮に相続の開始による混乱で一時的に債務の支払いが停止するなど返済に影響があることを考慮するとしても、債務の支払いの停止は、それ自体が格別に期限の利益喪失事由とされることが通常であり、相続の開始を別に期限の利益喪失事由として置く必要性が特別に高いとも考えられません。

相続の開始により自動的に期限の利益が喪失するものとするれば、その時点から相続人は債務残額の一括弁済の義務及び遅延損害金の支払いの義務を負うことになるだけでなく、訴訟などの法的措置を執られるリスクも負うことになり、その不利益は極めて重大です。

以上からすれば、相続の開始を期限の利益喪失事由とする条項が、民法第1条第2項に規定する基本原則に比して消費者の利益を一方的に害するものに該当することも明らかであると考えられます。

4 結語

従いまして、当法人は本書面により、貴社に対し、貴社が保証委託契約等を行うローン契約において使用しているカードローン申込書兼当座貸越契約書の裏面に記載されている約款の第10条第1項(7)、同カードローン及び金融機関提携ローンで利用される保証委託約款の第6条第1項(3)、信用組合提携カードローンのカードローン保証委託兼再保証委託申込書(兼契約書)の裏面に記載されている保証委託・再保証委託約款の第6条第1項(3)、同提携カードローンのカードローン申込書・カードローン契約書(当座貸越契約

書)の裏面に記載されているカードローン契約規定の第10条第1項(8)、信用組合提携教育ローン極度型借入申込書の教育ローン極度型保証委託兼再保証委託申込書(兼契約書)の裏面に記載されている保証委託・再保証委託約款の第3条第1項(3)、教育ローン極度型申込内容・教育ローン極度型当座貸越契約書の裏面に記載されている教育ローン極度型契約規定の第10条第1項(8)を、全て削除していただくよう申し入れを行います。なお、カードローン申込書兼当座貸越契約書、信用組合提携カードローンのカードローン契約、信用組合提携教育ローン極度型の教育ローン極度型当座貸越契約については、いずれも貴社が締結する契約ではございませんが、貴社が各信用金庫等に契約書のフォーマットを提供し、貴社が保証委託を行うローン契約を締結する場合に当該フォーマットによる契約の締結を要請している、つまり、事実上貴社に約款の条項の作成権限があると考えられることから、貴社に対して申し入れを行わせていただきます(貴社が再保証委託契約を締結している信用組合提携カードローン及び教育ローン極度型については、保証委託会社である全国しんくみ保証株式会社にも同様の申し入れを行っております)。つきましては、この申し入れに対する貴社のご回答やご意見をお聞かせいただきたく、ご多忙中のところ大変恐縮ではございますが、本書面到達後1ヶ月程度を目処に、当法人宛までご連絡いただければ幸いです。

なお、本お問い合わせは公開の方式で行わせていただきます。従いまして、回答の有無及び回答内容等は当法人ホームページ等で全て公表いたしますので、その旨ご承知置きください。ご事情により期間内にご回答いただけない場合は、当法人までその旨及び回答可能となる時期をご連絡いただければ幸いです。

以上、ご検討のほど、よろしくお願いたします。

草々

(特)オリエンコーポレーション

貸 借 条 件

私は、次の各条項を承認のうえ私が表記金融機関（以下甲という）との表記カードローン契約（当座貸越）により負担する債務についての保証を株式会社オリエンコーポレーション（以下乙という）に委託します。又、私と甲との間のカードローン契約の内容について変更があったときは、変更後の内容についても保証を委託します。

第1条（委託の範囲）

1. 私が乙に委託する保証の範囲は甲に別途差入れるカードローン契約書の各条項に基づき私が甲に対し負担する当座貸越元金、利息、損害金その他いっさいの債務の金額とします。
2. 前項の保証は、乙が保証を適当と認め保証決定をなし、これに基づいて私が甲とカードローン取引を開始したときに成立するものとします。
3. 第1項の被保証債務の内容は、私が甲との間に締結するカードローン契約書（カード規定を含む）の各条項によるものとします。

第2条（保証の解約）

私は、私と甲との間のカードローン契約に定める取引期間満了前においても、乙が必要と認めた場合は乙に保証の解約をされても異議を申しません。

第3条（担保の提供）

私の資力並びに信用等に著しい変動が生じた時は、遅滞なく乙に通知し、乙の承認した連帯保証人をたて又は相当の担保を差入れます。

第4条（代位弁済）

私が甲に対する債務の履行を遅滞したため、又は甲に対する債務の期限の利益を喪失したため、乙が甲から保証債務の履行を求められたときは、私に対して何ら通知、催告を要せず、甲に対し、被保証債務の全部又は一部を弁済することに同意します。

2. 乙の前項の弁済によって甲に代位する権利の行使に関しては、私が甲との間で締結した契約のほか、この契約の各条項が適用されることに同意します。

第5条（求償権の範囲）

乙が前条により代位弁済したときは、私は乙に対しその弁済額、弁済に要した費用及びこれらに対する弁済の日の翌日から完済まで年29.2%（年365日の日割計算）の割合による遅延損害金を支払います。

第6条（求償権の事前行使）

1. 私について、次の各号の事由が一つでも生じたときは、乙は、第4条による代位弁済前であっても通知催告を要せず、なんら担保の提供をすることなく、私に対し、直ちに、借入金債務に相当する金額を求償することができるものとし、私は直ちにこれを支払うものとします。但し、私がすでに借入金債務の一部を弁済しているときは、その弁済額を求償額から控除するものとします。

- (1) 仮差押え、仮処分、強制執行、競売、滞納処分等の申立を受けたとき、仮登記担保権の実行通知が到達したとき、民事再生手続き、破産その他裁判上の倒産手続きの当事者となったとき、または清算の手続きに入ったとき。
- (2) 提出した手形、小切手が不渡りとなったとき。
- (3) 相続の開始があったとき。
- (4) 担保物件が滅失したとき。
- (5) 被保証債務の一部でも履行を遅滞したとき。
- (6) 甲、乙に対する他の債務の一つでも期限の利益を喪失したとき。
- (7) 乙に対する住所変更の届出を怠る等私の責めに帰すべき事由によって、乙において私の所在が不明となったとき。

2. 乙が前項により求償権を行使する場合には、民法461条に基づく抗弁権を主張しません。担保がある場合も同様とします。

第7条（弁済の充当順序）

私の弁済額がこの契約から生じる乙に対する債務の全額を消滅させるに足りないときは、乙が適当と認める順序、方法により充当できます。尚、私について乙に対する複数の債務があるときも同様とします。

第8条（調査、報告）

1. 私の氏名、職業、住所、居所等の事項について変更があったときは、直ちに乙に対して書面によって通知し、その指示に従います。
2. 私が前項の通知を怠ったため、乙が私から最後に届出のあった氏名、住所にあてて通知又は送付書類を発送した場合には、延着し又は到着しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとします。
3. 乙から請求があったときは、財産経営等について直ちに乙に対して報告し乙の指示に従います。
4. 乙又は乙の委託する者が私について、その財産、取入、信用等を調査してもなんら異議ありません。

第9条（公正証書の作成）

私は、この条の請求があったときは直ちに強制執行の請求事項を含む公正証書の作成に必要な一切の手続きを行います。

第10条（費用の負担）

この条の条項に基づきにより、所得した私物の保全、もしくは、行使に要した費用及びこの契約から生じたいっさいの費用は私が負担します。

第11条（信用情報機関への登録と開示の同意）

私は、本条項に關する各取引事実に基づく信用情報（以下「信用情報」という）が、乙の加盟する本居記載の信用情報機関に当該期間に定まる期間に送付されること、並びに当該機関及び当該機関と提携する信用情報機関に記録された前記の信用情報が登録されている情報も含むが、私の支払能力に關する調査のため当該機関の加盟会員又は当該機関と提携する信用情報機関の加盟会員によって利用されることに同意するものとします。

第12条（個人情報保護の措置及び提供の同意）

1. 乙は、以下の目的のため、前条の信用情報機関への登録期間に拘わらず乙が必要と認める相当な期間、私の信用情報を保有し利用できるものとし、私は、これに同意するものとします。
 (1) 乙が、提供した信用情報機関への登録義務を履行するため
 (2) 乙が本契約に基づく債務の有無に拘わらず、私に対する新規及び従上と貸借並びに管理を行うため

2. 私は、乙の関係会社が私の信用情報を利用することに同意するものとします。

3. 私は、乙が、私及び連帯保証人に対し各種サービスを提供するため、私及び連帯保証人の信用情報を参照することに同意するものとします。尚、不同意の場合は、本居記載の乙お問い合わせ窓口もしくは取扱い支店等に申し出るものとします。この場合、私は、乙から各種サービスの提供を受けられないことに異議ないものとします。

第13条（個人情報の開示・訂正・削除）

1. 私は、乙に対して、自身の個人情報を開示するよう請求できるものとします。

2. 私は、開示請求により万一登録内容が不正確又は誤りであることが明らかになった場合は、乙に対して、当該情報を訂正又は削除するよう請求できるものとします。

3. 私は、乙に対し本条項にはとの開示・訂正・削除の請求をする場合は、本居記載の乙お問い合わせ窓口もしくは取扱い支店等に申し出るものとします。

第14条（契約の更新）

本契約の有効期間は私が、甲との間に締結したカードローン契約の取引期間と同様とします。

第15条（管轄の合意）

この契約に關し紛争を生じたときは、私は乙の本支店、センター所在地の裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

乙が加盟する信用情報機関に登録される情報は以下のとおりです。

名称：株式会社シーシーイー（略称：CSE）
 住所：〒160-0022 東京都新宿区高倉5-15-5
 電話番号：0120-810111（フリーダイヤル）

登録情報	登録期間
本契約に係る申込みをした事実	乙が信用情報機関を利用した日より6ヶ月間
本契約に關する各取引の実績	契約期間中及び契約終了後5年間
債務の支払いを遅滞した事実	遅滞等の発生日から5年間（但し、貸倒後は7年を超えない期間）

名称：株式会社シーシーイー（略称：CSE）

住所：〒102-0072 東京都千代田区飯田橋1-7-11
 電話番号：03-5276-1190

登録情報	登録期間
本契約に係る申込みをした事実	乙が信用情報機関を利用した日から6ヶ月を超えない期間
本契約に係る各取引の実績	契約期間中及び契約終了後5年を超えない期間
債務の支払いを遅滞した事実	遅滞等の発生日から5年を超えない期間（但し、貸倒後は7年を超えない期間）

<オリコのお問い合わせ窓口>

総務部（受付）
 東京都千代田区千代田5丁目2番地1 電話：03-5276-0211
 各都府県支店 千代田支店：千代田市千代田5丁目2番地1 電話：03-5276-0211
 お客センター 北支店：千代田市千代田5丁目2番地1 電話：03-5276-0211
 支店：千代田市千代田5丁目2番地1 電話：03-5276-0211

カードローン契約規定

申込者は、全国しくみ保証株式会社と株式会社オリエンコーポレーション(以下併せて「保証会社」という)の保証のもと、表記信用組合(以下「金融機関」という)の当座貸越取引(以下「カードローン取引」)をすることについて、次の通り契約を締結します。

第1条(取引口座の開設等) 1.カードローン取引(以下「本取引」という)は、金融機関本支店のうち何れか1箇所のみで口座開設できるものとします。2.金融機関は、本取引に使用するための「カードローンカード」(以下「ローンカード」という)及び「カードローン通帳」(当座貸越取引明細帳)(以下「通帳」という)又は、「ローンカード」及び「カードローン明細帳」(以下「明細帳」という)を発行するものとします。ローンカード発行に当たっては金融機関の定める手数料を支払います。3.申込者は、本取引の返済用口座として申込者名義の預金口座を指定します。

第2条(取引期間) 1.申込者が本契約に基づきローンカードを使用して当座貸越を利用できる期間(以下単に「カード取引期間」という)は、契約成立日からその表記(別途、申込者に提示される)取引期間後の応当日の属する月の表記(別途、申込者に提示される)約定返済日(休日の場合はその翌営業日)又は、契約成立日からその表記(別途、申込者に提示される)取引期間後の応当日の属する月の月末の何れかとし、金融機関が定めるものとします。但し、期限までに金融機関が申込者に期限を延長しない旨を通知しなかった場合には、カード取引期間は更に同期間延長されるものとし、以降も同様とします。2.期限までに金融機関が申込者に期限を延長しない旨を通知した場合は、次の通りとします。(1)申込者は、ローンカードを金融機関に返却します。(2)申込者は、期限の翌日以降、ローンカードを使用した当座貸越を利用できないものとします。(3)貸越元金は本契約の各条項に従い弁済し、貸越元金が完済された日に本契約は当然に解約されるものとします。(4)期限内に貸越元金がない場合は、期限の翌日に本契約は当然に解約されるものとします。

第3条(取引方法) 1.本契約による本取引は、当座貸越取引のみとします。2.申込者は、別に定める場合を除き、ローンカードを使用して出金し当座貸越を利用できるものとします。3.ローンカード、現金自動支払機及び現金自動預入支払機の取扱については、別に定める「カードローンカード規定」によりします。

第4条(貸越限度額) 1.本取引の貸越限度額は、金融機関及び保証会社所定の審査の上決定されるものとし、金融機関が表記貸越限度額欄に記入する(別途、申込者に提示される)貸越限度額に従います。2.金融機関がやむを得ないものとして、限度額を超えて申込者に当座貸越を行った場合も、本契約の各条項が適用されるものとし、申込者は、金融機関から請求があったときは当該限度額を超過した金額を直ちに返済するものとします。3.金融機関は第1項にかかわらず、相当の事由がある場合には、本取引の貸越限度額を変更できるものとします。この場合、金融機関は、新しい限度額及び変更日申込者に通知し、又は同意を得るものとします。

第5条(利息、損害金) 1.貸越金の利息は、毎月金融機関所定の日に所定の利率(以下「年率」という)に基づき計算の上、貸越元金に組入れるものとします。利息の計算は、半年うるうる(関係なく(毎日の貸越最終残高の合計額×利率)÷365の算式により行うものとします。2.金融機関は、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、利率・損害金を一般に行われる程度のものに変更できるものとします。3.この変更内容の通知方法は金融機関の店頭に掲示するなど、金融機関所定の方法によるものとします。4.申込者は、金融機関に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、表記(別途、申込者に提示される)損害金率(年365日の日割計算)とします。

第6条(約定返済) 1.申込者は、毎月約定返済日に貸越限度額又は(当座貸越借入金残高)に応じて表記(別途、申込者に提示される)約定返済額を支払うものとします。但し、前月約定返済の貸越残高が約定返済金額に満たない場合には、前月前日現在の貸越残高を約定返済金額とします。2.前項にかかわらず、返済日前日における当座貸越残高が前項に定める返済金額に満たない場合には、返済日前日における当座貸越残高の金額を返済します。

第7条(約定返済金等の自動引落し) 1.第6条による約定返済は、自動引落しによるものとします。申込者は、毎月返済日まで指定口座に返済金相当額以上の現金を預入れられるものとし、金融機関は返済日に普通預金通帳(総合口座通帳を含む)及び同払戻請求書など引落しの上、申込者の返済に充当するものとします。2.万一、申込者の前項の預入が遅延した場合には、金融機関は当該預入後いつでも前項と同様の取扱いができるものとします。

第8条(随時返済) 1.申込者は、第6条による約定返済のほか、随時任意の金額を返済することができるものとします。2.前項の随時返済は自動引落しによるもので、申込者は直接金融機関の店頭に出申すか現金自動預入支払機を使用する方法により行うものとします。

第9条(諸費用の引当) 申込者は、本取引に関し申込者が負担すべき費用が、金融機関所定の日に指定口座から自動引落しされることに予め同意します。

第10条(即時支払) 1.申込者は、申込者について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、金融機関から通知、催告等なくとも貸越元金金の弁済期が到来するものとし、直ちに弁済します。尚、この場合、申込者は、金融機関からの通知、催告等なしに本契約を解除し、または異議はないものとします。(1)第6条に定める返済を遅延し、次の約定返済日、または返済しなかったとき。(2)支払いの停止、破産、民事再生その他の裁判上の倒産手続きの申立てがあったとき。(3)債務の整理調整に関する申立てがあったとき。(4)手形交換所の取引停止処分を受けたとき。(5)申込者の預金その他の金融機関に対する債権について仮差押、保全差押又は、差押の命令、通知が発送されたとき。(6)住所変更の届出を怠るなどにより、金融機関において申込者の所在が不明になったとき。(7)保証会社の保証の取消があったとき。(8)相続の開始があったとき。2.次の各号の場合には、金融機関から請求があった次第貸越元金金の弁済期が到来するものとし、申込者は、直ちに貸越元金金を一括弁済します。(1)申込者が金融機関に対する債務の一部でも期限に履行しなかったとき。(2)申込者が金融機関との取引約定の一つにでも違反したとき。(3)本契約に関し申込者が金融機関に虚偽の資料提供又は報告をしたとき。(4)前各号のほか金融機関又は保証会社において債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

第11条(解約、中止) 1.金融機関は、申込者において前条各号(1)は、第19条第1項、第2項各号の事由があるときは、申込者の信用状態の変動を理由として保証会社から金融機関に対して申入れがあったときは、いつでも本契約に基づく貸越を中止し又は本契約の解約をすることができるものとします。2.申込者はいつでも本契約を解約できるものとします。この場合、申込者は金融機関所定の書面により金融機関に通知します。3.申込者は、前2項により本契約が解約された場合には、金融機関に対して直ちに貸越元金金を弁済します。

第12条(差引計算) 1.金融機関は、申込者が本契約に基づき金融機関に負担する債務を返済しなればならない場合には、その債務と申込者の預金その他の債権とを、その債権の期限にかかわらずいつでも差引計算することができます。2.金融機関は、前項の差引計算ができる場合には、申込者に対する事前の通知及び所定の手続きを省略し、申込者に代わって諸債権金の払戻しを受け、債務の弁済に充当することができるものとします。3.前2項によつて差引計算をする場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日とし、利率、利率は金融機関の定めによるものとします。

第13条(相殺) 1.申込者は、弁済期にある申込者の預金その他の債権と本契約に基づく申込者の債務とを、相当額で相殺することができます。2.申込者が前項による相殺の場合には、相殺通知は書面にし、当該通知書面には申込者が金融機関に届出た印鑑を押印して提出するものとします。3.申込者が第1項に基づき相殺した場合における債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を相殺通知到達の日までとし、利率、利率は金融機関の定めによるものとします。

第14条(充当の指定) 1.弁済又は第12条による差引計算の場合、申込者の金融機関に対する全ての債務を消滅させるに足りないときは、金融機関が適当と認める順序方法により充当することができます。申込者は、その充当に対して異議を述べません。2.申込者が第13条により相殺する場合、申込者の金融機関に対する全ての債務を消滅させるに足りないときは、申込者の指定する順序方法により充当することができます。3.申込者が前項による指定をしなかったときは、金融機関が適当と認める順序方法により充当することができます。その充当に対して異議を述べません。4.第2項の指定により、金融機関に債権保全支障が

生ずるおそれがあるときは、金融機関は遅滞なく異議を述べ、担保、保証の有無、処分の特異、弁済期の長短などを考慮して、金融機関の指定する順序方法により充当することができます。5.第2項によつて金融機関が充当する場合に、申込者の期限未到来の債務について期限が到来したものと見て、金融機関はその順序方法を指定することができます。第15条(危険負担・免責事項等) 1.申込者が金融機関に差入れた証券等が、事変、災害等やむを得ない事情によつて紛失、滅失又は損傷した場合には、申込者は、金融機関の帳簿、伝票等の記録に基づき、償済を弁済します。尚、申込者は、金融機関から請求があれば直ちに代わりの証券等を差入れます。2.申込者が金融機関に提出した書類の印影(又は暗証番号)と届出印鑑(又は暗証番号)を、金融機関が相当の注意をもって照合し、相違ないものとして取り扱ったときは、書類、印章等に偽造、変造、盗用等があったものために生じた損害は申込者の負担とします。3.金融機関の申込者に対する権利の行使、保全に要した費用は、申込者の負担とします。

第16条(届出事項の変更等) 1.申込者は、氏名、住所、印章、電話番号、職業、取引目的その他届出事項に変更があったときは、直ちに書面により金融機関に届出します。尚、申込者は、金融機関が当該変更事項を保証会社に通知することを予め異議なく承諾するものとします。2.申込者は、届出のあった氏名、住所において金融機関が通知又は送付書類を送った場合には、当該通知等が延着し又は到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなされることに予め異議なく承諾します。

第17条(成年後見人等の届出) 1.申込者又はその代理人は、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要事項を届出書面にて金融機関に届出するものとします。2.申込者又はその代理人は、家庭裁判所の審判により任意後見監督人が選任された場合には、直ちに任意後見監督人の氏名その他必要事項を書面により金融機関に届出するものとします。3.申込者又はその代理人は、すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、又は任意後見監督人の選任がされた場合にも前2項と同様に届出するものとします。4.申込者又はその代理人は、前3項の届出事項に取扱いの変更等が生じた場合にも同様金融機関に届出するものとします。5.申込者又はその代理人は、前各号の届出により、金融機関から本取引を解約又は制限されると異議はないものとします。

第18条(報告及び調査) 1.申込者は、自己の財産、債務、経営、業況、収入、本取引の取引目的又は貸越金の使途等について金融機関から請求があったときは、直ちに報告し、調査に必要な情報を金融機関に提供するものとします。2.申込者は、自己の財産、債務、経営、業況、収入等について重大な変化を生じたとき、又は生じておそれがあるときは、金融機関から請求がなくても直ちに金融機関に報告するものとします。

第19条(反社会的勢力の排除) 1.申込者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から6年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等組織(ゴロ)又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これを「暴力団員等」という)に該当しないこと、及び次の各号の何れにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたつては該当しないことを確約します。(1)暴力団員等が経営を支配しているもの、認められる関係を有する者(2)暴力団員等が経営に実質的に関与しているもの、認められる関係を有する者(3)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用しているもの、認められる関係を有する者(4)暴力団員等に対して資金等を提供し又は便宜を供与するなどの関与をしているもの、認められる関係を有する者(5)役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者2.申込者は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。(1)暴力団員等による(2)法的な責任を超えた不当な要求行為(3)取引に関し、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為(4)虚偽の流布、偽計を用い、又は威力を用いて金融機関の信用を毀損し、又は金融機関の業務を妨害する行為(5)その他前各号に掲げる行為3.申込者が、暴力団員等もしくは第1項各号の何れかに該当し、もしくは前項各号の何れかに該当する行為をし、又は第1項の規定に違反し、確約に違反し虚偽の申告をしたことが判明し、申込者の取引を継続することが不適切であると金融機関が認めるときは、申込者は金融機関から請求があり次第、金融機関に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。4.前項の規定の適用により、申込者に損害が生じた場合であっても申込者は、金融機関に対して何らの請求もできないものとします。又、金融機関に損害が生じたときには、申込者はその損害賠償責任を負うものとします。

第20条(契約の変更) 金融機関は、本契約の内容を変更する場合(但し、第5条第2項に於いて利率が変更される場合を除く)、当該変更内容及び変更日を申込者に通知するものとし、申込者は、変更日以降は変更後の契約内容に従い本取引を行うものとします。

第21条(合意管轄) 本契約に關し訴訟の必要が生じた場合には、訴訟等のいかににかかわらず申込者の住所所在地又は、金融機関本店及び支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

第22条(譲渡、質入れ等の禁止) ローンカード及び通帳は譲渡、質入れ又は貸与することができません。

カードローンカード規定

1.カードの発行 (1)カードローンカード(以下「ローンカード」という)は、カードローン契約(以下「本契約」という)に基づき表記信用組合(以下「金融機関」という)が発行するものとします。(2)ローンカードの発行にあつては、金融機関の定める発行手数料をい

2.カードの利用 ローンカードは、金融機関及び金融機関の提携先の現金自動支払機(CD)及び現金自動預入支払機(ATM)(以下両者を総称して「自動機」という)を利用してローン契約の貸越を受ける場合(以下貸越を受けることを単に「払戻し」という)に利用することができます。

3.自動機による払戻し (1)自動機を利用して払戻すときは、自動機にローンカードを挿入し、届出の暗証番号と金額をボタンにより操作して下さい。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。(2)自動機による払戻金額は金融機関(提携先自動機の場合はその提携先)が定めた範囲内とします。尚、払戻金額と事項(4)の自動機利用手数料金額の合計額が利用限度額を超えるときは、払戻しはできません。

4.自動機利用手数料 (1)自動機にローンカードを挿入し、自動機を利用して払戻すとき、又は自動機を利用し入金したときは、金融機関(提携先自動機の場合はその提携先)が定めた自動機の利用に関する手数料(以下「自動機利用手数料」という)を自動的に貸越します。(2)提携先の自動機利用手数料は自動機利用日付をもって提携先に支払います。

5.自動機故障時等の取扱 (1)停電、故障等により自動機による取扱ができないときは、窓口営業時間内に限り、金融機関が定めた金額を限度として金融機関本支店の窓口でローンカードにより払戻すことができます。(2)前項による払戻しを受ける場合には、金融機関所定の払戻請求書に氏名、金額及び届出の暗証番号を記入の上、ローンカードとともに提出して下さい。

6.元々の紛失、届出事項の変更等 (1)ローンカードを紛失したとき又は氏名、暗証番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって届出下さい。この届出の場合に生じた損害については、金融機関は責任を負いません。(2)ローンカードを紛失した場合のローンカードの再発行は金融機関所定の手続きをした後にを行います。この場合、相当の期間をおき、又保証人を求めることがあります。

7.暗証番号等 (1)金融機関が自動機によりローンカードを確認し、自動機操作の際に使用された暗証番号と届出の暗証番号とを一致を確認の上、払戻した場合には、金融機関は、ローンカード又は暗証番号につき偽造、変造、盗用その他の事故によつて生じた損害について責任を負いません。(2)金融機関が窓口においてローンカードを確認し、払戻請求書に記入された暗証番号と届出の暗証番号とを一致を確認の上、払戻した場合には前項と同様とします。

8.解約等 (1)カードローンを解約する場合にはローンカードを金融機関に返却して下さい。(2)ローンカードの改ざん、不正使用など金融機関がローンカードの利用を不適当と認められた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、金融機関からの請求があつた時点でローンカードを金融機関に返却して下さい。

9.譲渡、質入れの禁止 ローンカードは譲渡、質入れ又は貸与することはできません。

カードローン契約規定

申込者は、全国しくみ保証株式会社と株式会社オリエンコーポレーション(以下併せて「保証会社」という)の保証のもと、表記信用組合(以下「金融機関」という)との当座貸越取引(カードローン取引)をすることについて、次の(通)契約を締結します。

第1条 (取引口座の開設等) 1. カードローン取引(以下「本取引」という)は、金融機関本店のうちの何れか1か所のみで口座開設できるものとします。2. 金融機関は、本取引に使用するための「カードローンカード」(以下「ローンカード」という)及び「カードローン通帳」(当座貸越取引明細帳)(以下「通帳」という)又は、「ローンカード」及び「カードローン明細票」(以下「明細票」という)を発行するものとします。ローンカード発行に当たっては金融機関の定める手数料を支払います。3. 申込者は、本取引の返済用口座として申込者名義の預金口座を指定します。

第2条 (契約期間) 1. 申込者が本契約に基づきローンカードを使用して当座貸越を利用できる期間(以下単に「カード取引期間」という)は、契約成立日からその表記(別途、申込者に提示される)取引期間後の応当日の属する月の表記(別途、申込者に提示される)約定返済日(休日の場合はその翌営業日)又は、契約成立日からその表記(別途、申込者に提示される)取引期間後の応当日の属する月の月末の何れかとし、金融機関が定めるものとします。但し、期間満了に金融機関が申込者に期限を延長しない旨を通知しなかった場合には、カード取引期間は更に同期間延長されるものとし、以降も同様とします。2. 期限までに金融機関が申込者に期限を延長しない旨を通知した場合は、次の通りとします。(1) 申込者は、ローンカードを金融機関に返却します。(2) 申込者は、期限の翌日以降、ローンカードを使用した当座貸越を利用できないものとします。(3) 貸越元金は本契約の各条項に従い弁済し、貸越元金及び返済済みの日により本契約は当然に解約されるものとします。(4) 期限に貸越元金がない場合は、期限の翌日に本契約は当然に解約されるものとします。

第3条 (取引方法) 1. 本契約による本取引は、当座貸越取引のみとします。2. 申込者は、別に定める場合を除き、ローンカードを使用して出金し、相当の事由により当座貸越を利用できるものとします。3. ローンカード、現金自動支払機及び現金自動預入支払機の取扱いについては、別に定める「カードローンカード規定」によります。

第4条 (貸越限度額) 1. 本取引の貸越限度額は、金融機関及び保証会社所定の審査の上決定されるものとし、金融機関が表記貸越限度額欄に記入する(別途、申込者に提示される)貸越限度額に従います。2. 金融機関がやむを得ないものと認め、限度額を超過して申込者に当座貸越を行った場合は、本契約の各条項が適用されるものとし、申込者は、金融機関から請求があったときは当該限度額を超過した金額を直ちに返済するものとします。3. 金融機関が第1項にかかわらず、相当の事由がある場合には、本取引の貸越限度額を変更できるものとします。この場合、金融機関は、新しい限度額及び変更日を申込者に通知し、同意を得るものとします。

第5条 (利息、損益) 1. 貸越元金の利息は、毎月金融機関所定の日に所定の利率(以下「年率」という)で計算の上、貸越元金に組入れるものとします。利息の計算は、半年ごとの年率に換算し、(毎日の貸越最終残高の合計額×利率)÷365の算式により行われ、2. 金融機関は、金融情勢の変化その他の相当の事由がある場合には、利率・損害率等を一般に行われる程度のもとに変更できるものとします。3. この変更内容の通知方法は金融機関の店頭に掲示するなど、金融機関所定の方法によるものとします。4. 申込者は、金融機関に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、表記(別途、申込者に提示される)損害金率(年65日の日割計算)とします。

第6条 (約定返済) 1. 申込者は、毎月約定返済日に貸越限度額又は当座貸越借入金残高に即して表記(別途、申込者に提示される)約定返済額を支払うものとします。但し、前月前月の貸越残高が約定返済金額に満たない場合には、前月前月の現行の貸越残高が約定返済金額とします。2. 前項にかかわらず、返済日前日における当座貸越残高が前月に定める返済金額に満たない場合には、返済日前日における当座貸越残高の金額を返済します。

第7条 (約定返済金等の自動引落し) 1. 第6条による約定返済は、自動引落しによるものとします。申込者は、毎月返済日までに指定口座に返済金相当額以上の金額を預入れるものとし、金融機関は返済日に普通預金口座(総合口座通帳を含む)及び前払請求書などにより引落しの上、申込者の返済に充当するものとします。2. 万が一、申込者の前項の預入が遅延した場合は、金融機関は当該預入後いつでも前項と同様の取扱いができるものとします。

第8条 (随時返済) 1. 申込者は、第6条による約定返済のほか、随時に任意の金額を返済することができるとします。2. 前項の随時返済は自動引落しによらず、申込者が直接金融機関の店頭に出申すか現金自動預入支払機を使用する方法により行われるものとします。

第9条 (賠償費用の引落し) 申込者は、本取引に関し申込者が負担すべき費用が、金融機関所定の日に指定口座から自動引落しされることに予め同意します。

第10条 (即時返済) 1. 申込者は、申込者について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、金融機関から通知・催告等なくも貸越元金の弁済期が到来するものとします。直ちに弁済します。尚、この場合、申込者は、金融機関からの通知・催告なしに本契約を解除し、さもなければ異議のないものとします。(1) 第6条に定める返済を遅延し、次の約定返済日、返済しなかったとき。(2) 支払いの停止、破産、民事再生その他裁判上の倒産手続きの申立てがあったとき。(3) 債務の整理・調整に関する申立てがあったとき。(4) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。(5) 申込者の預金その他の金融機関に対する債権について仮差押、保全差押又は、差押命令、通知が発送されたとき。(6) 住所変更の届出を怠るなどにより、金融機関において申込者の所在が不明になったとき。(7) 保証会社の保証の取消があったとき。(8) 相続の開始があったとき。2. 次の各号の事由が生じた場合は、金融機関から請求があり次第に貸越元金の弁済期が到来するものとします。申込者は、直ちに貸越元金を一括弁済します。(1) 申込者が金融機関に対する債務の一部で期限に履行しなかったとき。(2) 申込者が金融機関との取引約定の一つにても違反したとき。(3) 本契約に関し申込者が金融機関に虚偽の資料提供又は報告をしたとき。(4) 前各号のほか金融機関又は保証会社において債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

第11条 (解約、中止) 1. 金融機関は、申込者において前条各号もしくは第19条第1項、第2項各号の事由があるとき又は、申込者の信用状態の変動を理由として保証会社から金融機関に対して申入れがあったときは、いつでも本契約に基づく貸越を中止し又は本契約の解約をすることができるものとします。2. 申込者はいつでも本契約を解約できるものとします。この場合、申込者は金融機関所定の書面により金融機関に通知します。3. 申込者は、前2項により本契約が解約された場合には、金融機関に対して直ちに貸越元金を弁済します。

第12条 (差引計算) 1. 金融機関は、申込者が本契約に基づき金融機関に負担する債務を返済しなけりばならない場合には、その債務と申込者の預金その他の債権とを、その債権の期限にかかわらずいつでも差引計算することができます。2. 金融機関は、前項の差引計算ができる場合には、申込者に対する事前の通知及び所定の手続きを省略し、申込者に代わって預り金の払戻しを受け、債務の弁済に充当することができるものとします。3. 前2項による差引計算をする場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日ととし、利率、料率は金融機関の定めによるものとします。

第13条 (相続) 1. 申込者は、弁済期にある申込者の預金その他の債権と本契約に基づく申込者の債務とを、対価なく相殺することができます。2. 申込者が前項により相殺する場合は、相殺通知は書面によるものとします。当該通知書面には申込者が金融機関に届出した印鑑を押印して提出するものとします。3. 申込者が第1項に相殺した場合における債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を相殺通知到達の日ととし、利率、料率は金融機関の定めによるものとします。

第14条 (充当の指定) 弁済又は第12条による差引計算の場合、申込者の金融機関に対して全額の債務を消滅させるに足りないときは、金融機関が適当と認める順序方法により充当することができます。申込者は、その充当に対して異議を述べません。2. 申込者が第13条により相殺する場合、申込者の金融機関に対する全ての債務を消滅させるに足りないときは、申込者の指定する順序方法により充当することができます。3. 申込者が前項による指定をしなかったときは、金融機関が適当と認める順序方法により充当することができます。その充当に対して異議を述べません。4. 第2項の指定により、金融機関に債権保全上支障が

生ずるおそれがあるときは、金融機関は遅滞なく異議を述べ、担保、保証の有無、処分等の難易、弁済期の長短などを考慮して、金融機関の指定する順序方法により充当することができます。5. 第2項によって金融機関が充当する場合には、申込者の期限未到来の債務について期限が到来したものとして、金融機関はその順序方法を指定することができます。

第15条 (危険負担・免責事項等) 1. 申込者が金融機関に差入れた証書等が、事変、災害等やむを得ない事情によって紛失、滅失又は損傷した場合には、申込者は、金融機関の帳簿、伝票等の記録に基づいて債務を弁済します。尚、申込者は、金融機関から請求があれば直ちに代わりの証書等を差入れます。2. 申込者が金融機関に提出した書類の印影(又は暗証番号)と届出印鑑(又は暗証番号)、金融機関が相当の注意をもって照合し、相違ないものと認め取引したときは、書類、印影等に偽造、変造、盗用等があつてもそのため生じた損害は申込者の負担とします。3. 金融機関は、申込者に対する権利の行使、保全に要した費用は、申込者の負担とします。

第16条 (届出事項の変更等) 1. 申込者は、氏名、住所、印章、電話番号、職業、取引目的その他届出事項に変更があったときは、直ちに書面により金融機関に届出します。尚、申込者は、金融機関が当該変更事項を保証会社に通知することを予め異議なく承諾するものとします。2. 申込者は、届出のあった氏名、住所において金融機関が通知又は送付書類を発送した場合には、当該通知等が延滞し又は到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなされることに予め異議なく承諾します。

第17条 (成年後見人等の届出) 1. 申込者又はその代理人は、家庭裁判所の審判により、補助・保護・後見開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出書面にて金融機関に届出するものとします。2. 申込者又はその代理人は、家庭裁判所の審判により任意後見監督人が選任された場合には、直ちに任意後見監督人の氏名その他必要な事項を書面によって金融機関に届出するものとします。3. 申込者又はその代理人は、事前に補助・保護・後見開始の審判を受けている場合、又は任意後見監督人の選任がされている場合にも前2項と同様に届出するものとします。4. 申込者又はその代理人は、前3項の届出事項に取消又は変更が生じた場合にも同様に金融機関に届出するものとします。5. 申込者又はその代理人は、前各号の届出により、金融機関から本取引を解約又は制限されずとも異議のないものとします。

第18条 (報告及び調査) 1. 申込者は、自己の財産、債務、経営、業況、収入、本取引の取引目的又は貸越金の使途等について金融機関から請求があったときは、直ちに報告し、又調査に必要な便益を金融機関に提供するものとします。2. 申込者は、自己の財産、債務、業況、収入等について重大な変化を生じたとき、又は生じたおそれがあるときは、金融機関から請求があつても直ちに金融機関に報告するものとします。

第19条 (反社会的勢力の排除) 1. 申込者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これを「暴力団員等」という)に該当しないこと、及び次の各号の何れにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたつても該当しないことを確約します。(1) 暴力団員等が経営を支配し、又は認められる関係を有すること(2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していることと認められる関係を有すること(3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していることと認められる関係を有すること(4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていることと認められる関係を有すること(5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること2. 申込者は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。(1) 暴力団員等による(2) 法的な責任を越えることと不当な要求行為(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為(4) 風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて金融機関の信用を毀損し、又は金融機関の業務を妨害する行為(5) その他前各号に準ずる行為3. 申込者は、暴力団員等もしくは第1項各号の何れかに該当し、もしくは前項各号の何れかに該当する行為をし、又は第1項の規定に違反し、かつ確約に關して虚偽の申告をしたことが判明し、申込者の取引を継続することが不適切であると金融機関が認めるときは、申込者は金融機関から請求があり次第、金融機関に対する一切の債務の期限の利益を失ひ、直ちに債務を弁済し、また、前項の規定の適用により、申込者に損害が生じた場合であっても申込者は、金融機関に対して何らの請求もできないものとします。又、金融機関に損害が生じたときは、申込者はその損害賠償責任を負うものとします。

第20条 (契約の変更) 金融機関は、本契約の内容を変更する場合(但し、第5条第2項に於いて利率が変更される場合を除く)、当該変更内容及び変更日を申込者に通知するものとします。申込者は、変更日以降は変更後の契約内容に従い本取引を行うものとします。

第21条 (合意管轄) 本契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、訴訟等のかんにかかわらず申込者の住所所在地又は、金融機関本店及び支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とするに合意します。

第22条 (譲渡、質入れ等の禁止) ローンカード及び通帳は譲渡、質入れ又は貸与することができません。

カードローンカード規定

1. カードの発行 (1) カードローンカード(以下「ローンカード」という)は、カードローン契約(以下「本契約」という)に基づいて表記信用組合(以下「金融機関」という)が発行するものとします。(2) ローンカードの発行にあつては、金融機関の定める発行手数料をい

2. カードの利用 ローンカードは、金融機関及び金融機関の提携先の現金自動支払機(CD)及び現金自動預入支払機(ATM)(以下「両者」を総称して「自動機」という)を利用してローン取引の貸越を受ける場合(以下「貸越」を受けることを単に「払戻し」という)に利用することができます。

3. 自動機による払戻し (1) 自動機を利用して払戻すときは、自動機にローンカードを挿入し、届出の暗証番号と金額をボタンにより操作して下さい。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。(2) 自動機による払戻金額は金融機関(提携先自動機の場合はその提携先)が定めた範囲内とします。尚、払戻金額と事項(1)の自動機利用手数料金額の合計額が利用限度額を超えるときは、払戻しできません。

4. 自動機利用手数料 (1) 自動機にローンカードを挿入し、自動機を利用して払戻すとき、及び自動機を利用し入金したときは、金融機関(提携先自動機の場合はその提携先)が定めた自動機の利用に関する手数料(以下「自動機利用手数料」という)を自動的に貸越します。(2) 提携先の自動機利用手数料は自動機利用日付をもって提携先に支払います。

5. 自動機故障時等の取扱い (1) 停電、故障等により自動機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、金融機関が定めた金額を限度として金融機関本店の窓口でローンカードにより払戻すことができます。(2) 前項による払戻しを受ける場合は、金融機関所定の払戻請求書に氏名、金額及び届出の暗証番号を記入の上、ローンカードとも提出して下さい。

6. カードの紛失、届出事項の変更等 (1) ローンカードを紛失したとき又は氏名、暗証番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって届出下さい。この届出の前生じた損害については、金融機関は責任を負いません。(2) ローンカードを紛失した場合のローンカードの再発行は、金融機関所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、又保証人を求めることがあります。

7. 暗証番号等 (1) 金融機関が自動機によりローンカードを確認し、自動機操作の際に使用された暗証番号と届出の暗証番号と一致を確認の上、払戻した場合には、金融機関は、ローンカード又は暗証番号につき偽造、変造、盗用その他の事故によって生じた損害について責任を負いません。(2) 金融機関が窓口においてローンカードを確認し、払戻請求書に記入された暗証番号と届出の暗証番号と一致を確認の上、払戻した場合には、前項と同様に責任を負いません。

8. 解約等 (1) カードローン契約を解約する場合には、ローンカードを金融機関に返却して下さい。(2) ローンカードの改ざん、不正使用など金融機関がローンカードの利用を不適当と認めるときは、その利用をお断りすることがあります。この場合、金融機関からの請求があり次第直ちにローンカードを金融機関に返却して下さい。

9. 譲渡、質入れ等の禁止 ローンカードは譲渡、質入れ又は貸与することはできません。